

令和7年度 総合評価落札方式の評価基準の 見直しについて（工事）

令和8年3月16日
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和8年3月16日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本運用方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bids/various_criteria/entry-11954.html）に掲載します。

「地元作業船活用【一部拡大】」

大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価を行っている。

現行最新の通達に合わせて、適用発注方式、対象船舶の見直しを行い、試行の拡大を図る。

現行基準

- ◆対象発注方式
 - 総合評価種別
 - ・技術提案評価型S型（チャレンジ型除く）
 - 対象作業船
 - ①Grab浚渫船
 - ②バックホウ浚渫船
 - ③旋回起重機船
 - ④固定起重機船
 - ⑤クレーン付台船



新基準

- ◆対象発注方式
 - 総合評価種別
 - ・技術提案評価型S型（チャレンジ型除く）
 - ・施工能力評価型I型
 - 対象作業船
 - ①Grab浚渫船
 - ②バックホウ浚渫船
 - ③旋回起重機船
 - ④固定起重機船
 - ⑤クレーン付台船
 - ⑥ポンプ浚渫船
 - ⑦リクレーマ船
 - ⑧バージアンローダ船
 - ⑨空気圧送船
 - ⑩杭打ち船
 - ⑪コンクリートミキサー船
 - ⑫ケーソン製作用台船
 - ⑬深層混合処理船
 - ⑭サンドコンパクション船

総合評価落札方式における評価項目等の見直しについて②

「港湾等しゅんせつ工事の下請け施工実績評価【一部拡大】」

中小企業の受注の確保に向け、クラブ浚渫船を使用した下請け施工実績を「同種工事の施工実績」と認めてきたが、浚渫工事においては単一工種であることから、総合的な現場管理などのマネジメント能力は元請け評価と同等と考えられることから、現行最新の通達に合わせ加点評価の対象とし、試行の拡大を図る。

【現状の評価項目】

評価項目		評価基準	配点	
企業の施工実績	HO. O. O以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績	より同種性の高い工事の実績あり	2.5	
		同種性が認められる工事の実績あり	0	
技術者の施工実績	過去15年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	2.5
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	1.0
			同種性が認められる工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事	0

・1次下請けにより実施した工事の主任技術者としての実績を実績として認めるが、当該実績が「より同種性の高い工事の実績」であったとしても加点評価はしない(0点として評価)。

【拡大案の評価項目】

評価項目		評価基準	配点	
企業の施工実績	HO. O. O以降に元請・一次下請けとして完成・引渡し完了した同種工事の実績	元請として、より同種性の高い工事の実績あり	2.5	
		一次下請として、より同種性の高い工事の実績あり	1.0	
		元請・一次下請として、同種性が認められる工事の実績あり	0	
技術者の施工実績	過去15年間の同種工事実績	同種性・立場	より高い同種性の工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	2.5
			①より同種性の高い工事において、元請の担当技術者として従事 ②同種性が認められる工事において、元請の監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事 ③より同種性の高い工事において、一次下請の主任技術者として従事	1.0
			同種性が認められる工事において、元請の担当技術者または一次下請けの主任技術者として従事	0

「地元企業活用評価型の評価【新規試行】」

公共工事の執行にあたっては、地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点にて重要であるため、一次下請予定企業の下請表彰実績の評価を令和8年3月16日公告工事より試行を開始する。

- ・評価項目：一次下請予定企業の下請としての表彰実績
- ・総合評価種別：施工能力評価型Ⅰ型
- ・対象工事：Aランク
- ・工種区分：港湾5工種

(評価)

評価項目		評価基準	配点
地域貢献度・ 地域精通度等	一次下請予定企業の 過去3年間の下請として の表彰実績	下請表彰実績あり	1.0
		下請表彰実績なし	0.0

※地元企業は、愛知県・三重県で施工する工事は愛知県又は三重県、静岡県で施工する工事は静岡県に本店が所在する企業とする

「地元企業活用評価型JV工事の評価【新規試行】」

円滑な事業実施に向け、地域に精通した地元中小企業をJV構成員に含めた場合の評価を令和8年3月16日公告工事より試行を開始する。また、本評価を実施することで、地元中小企業の受注機会の確保を図る。

- ・評価項目：地元中小企業がJV構成員として参加
- ・総合評価種別：施工能力評価型Ⅰ型 ※予定価格が5億以上9.0億未満の工事
- ・対象工事：Aランク(単体企業及びJVの代表者)
- ・工種区分：港湾土木工事、空港等土木工事、港湾等しゅんせつ工事

(評価)◆総合評価対象の配点において外数評価

評価項目	評価基準	配点
JVにおける地元中小企業の参加状況	地元中小企業の事業者が構成員として参加	2.0
	上記以外での参加	0.0

※地元企業は、愛知県・三重県で施工する工事は愛知県又は三重県、静岡県で施工する工事は静岡県に本店が所在する企業とする

総合評価落札方式における評価項目等の見直しについて⑤

「ブロック製作工事の競争参加資格要件に求める施工実績の緩和【新規試行】」

発注件数の減少に伴い、受注機会が確保されず競争参加資格要件である施工実績の要件が満たせず、入札に参加できない者がいるため、受注機会確保の観点より施工実績要件の緩和を行い、地元企業の活性化を図る。令和8年2月1日公告工事より試行を開始する。

現行基準

企業の能力

評価項目	評価基準	配点	
施工実績	HO.O.O以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり	2.5点
		同種性が認められる工事の実績あり	0.0点
		・実績なし ・対象工事が65点未満	欠格

技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	
経験	過去15年間に完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	2.5点
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	1.0点
		同種性が認められる工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事	0.0点

新基準

企業の能力

評価項目	評価基準	配点	
施工実績	元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	過去15年間に、同種性が認められる工事の実績あり	2.5点
		過去15年以前において、同種性が認められる工事の実績あり	0.0点
		・実績なし ・対象工事が65点未満	欠格

技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	
経験	元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	過去15年間の同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	2.5点
		過去15年間の同種性が認められる工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、または、過去15年以前の同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	1.0点
		過去15年以前の同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0.0点

※技術者の評価において当該工事の工事成績が無い場合は0点評価とする